

土岐市人権施策推進指針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条に基づく土岐市人権施策推進指針（以下「推進指針」という。）の策定に当たり、幅広い意見を反映させるため、土岐市人権施策推進指針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 推進指針の策定に関すること
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 見識を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 行政関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、推進指針の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が会議の議長を務める。ただし、第1回の委員会は市長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域振興部まちづくり推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月24日から施行する。